

平成 28 年度 前期選抜の選抜・評価方法（予定）

学校番号 市 3

習志野市立習志野高等学校 全日制の課程 商業科

1 期待する生徒像

次のア及びイの要件を満たす生徒

- ア 本校商業科を強く志望し、人物に優れ、商業科目に興味・関心・意欲を持つとともに本校商業科に対する能力及び適性等を有すること。
- イ 次の a 又は b の要件を満たすこと。
 - a 調査書中の教科の評定が優れていること。
 - b スポーツ活動、文化活動等において優れた資質・実績を持ち、入学後も引き続き活動する意志のあること。

2 選抜資料

(1) 学力検査	5 教科の学力検査の得点の合計値を評価する。
(2) 調査書及び志願理由書	調査書の評定の数値(算式 1 で算出)を評価する。 出欠の記録・行動の記録・特別活動の記録・部活動の記録・特記事項を評価する。 志願理由書については、調査書によって確認される実績等について評価する。
(3) 自己表現検査	設定した評価項目について段階別に評価し、総合的に評価する。
(4) 面接検査	設定した評価項目について段階別に評価し、総合的に評価する。

3 評価項目及び評価基準

(1) 学力検査

評価項目	評価基準
各教科の得点	国語, 社会, 数学, 理科, 英語の学力検査の得点(各教科 100 点満点)の合計 500 点満点で評価する。 学力検査の教科別の得点が規定以下の者は、審議の対象とする。

(2) 調査書及び志願理由書

調査書

評価項目	評価基準
ア教科の学習の記録	①調査書中の国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術・家庭, 及び英語の評定を算式 1 で算出した数値で評価する。 ②教科の評定が規定以下の場合, 審議の対象とする。 ③備考欄に検討を要する記載がある場合, 審議の対象とする。
イ出欠の記録	3 年間で 30 日以上, 第 3 学年で 20 日以上の場合, 審議の対象とする。
ウ行動の記録	総合所見欄に検討を要する記載がある場合, 審議の対象とする。
エ特別活動の記録	学級活動・生徒会活動・学校行事で優れた実績のある者を評価する。
オ部活動の記録	運動系・文化系の部活動で優れた実績のある者を評価する。
カ特記事項	学校内外の社会教育等で優れた実績のある者を評価する。

志願理由書

評価項目	評価基準
ア興味・関心・意欲 イ特別活動等の記載 ウ特記すべき事項	特に優れた記載については、調査書によって確認し、「本校の期待する生徒像」と照らし合わせて3段階で評価する。

※総合評価	調査書及び志願理由書の記載事項を3段階で評価する。
-------	---------------------------

(3) 自己表現

実施方法	<p>①自己表現検査は「本校の期待する生徒像」に基づき、自分でテーマを決めて口頭(日本語)で説明する。</p> <p>②自己表現検査は1人ずつ行う。</p> <p>③検査時間は2分以内とする。</p> <p>(注意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実技を行う自己表現検査ではない。 ・検査室への道具(運動用具, 楽器, 賞状, メモ用紙等)の持ち込みは一切認めない。
------	--

評価項目	評価基準
ア内容	中学校までの学校教育活動及び社会活動(運動・文化・ボランティア等)における、自分自身の取り組みが、しっかり説明できているか。
イ表現力・意欲	豊かな表現かつ正しい言葉遣いで話しているか。 意欲が受け取れるか。
ウ態度	基本的な作法ができていないか。
※総合評価	上記3項目について、3段階で総合評価する。

(4) 面接(実施形態:個人)

評価項目	評価基準
ア服装等	服装・礼法等について、3段階で評価する。
イ態度	質問に対する応答態度について、3段階で評価する。
ウ応答状況 (興味・関心・意欲)	志望動機, 学習意欲, 商業科目における興味・関心・意欲, 部活動や特技等の応答内容について、3段階で評価する。
※総合評価	上記3項目について、3段階で総合評価する。

4 選抜方法等

選抜方法

本校の「期待する生徒像」に基づき、「調査書及び志願理由書で記載されている特別活動等の実績」と第2日目の検査において高い評価の者から、「学力検査の得点及び調査書の評定（算式1で算出）の合計点」で順位をつけて、予定人員の80%までを入学許可候補者に内定する。

上記で決まらなかった者については、「学力検査の得点及び調査書の評定（算式1で算出）の合計点」を優先として順位をつけ、第2日目の検査の結果を踏まえて審議し、入学許可候補者に内定する。

ただし、すべての判定において、審議の対象となる事項がある者についてはその都度審議する。

審議の対象となる者（下記のいずれかに該当するもの）

- ①学力検査の教科別の得点が規定以下の者
- ②教科の評定が規定以下の者
- ③教科の学習記録の備考欄並びに行動の記録欄・総合所見欄に検討を要する記載のある者
- ④出欠の記録で、3年間で30日以上、第3学年で20日以上の方
- ⑤面接の総合評価で検討を要する者
- ⑥自己表現の総合評価で検討を要する者

5 その他

過年度生については、個別に話を聞く機会を設ける。